

「小樽市いじめ防止基本方針」改定の概要について

改定の趣旨

- いじめ防止対策推進法第12条を踏まえ、平成30年2月に、「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」）が改定されたことにより、「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」）を改定する。

主な改定内容（新たに追加する内容）

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【考 え 方】○ 国や道の動向を踏まえ、小樽市においても基本方針の改定を行うこと。

【記載の概要】○ 全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応をとらない事案が後を絶たず、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道においても国の動向を踏まえ、平成30年2月に道の基本方針を改定した。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、今回の基本方針の改定を行う。

1 いじめの理解

ア いじめの定義

【考 え 方】○ 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応すること。

【記載の概要】○ 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

- 加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、いじめに該当するため情報共有して対応する。

【考 え 方】○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。

【記載の概要】○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

【考 え 方】○ 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うこと。

【記載の概要】○ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの解消

【考 え 方】○ いじめの「解消」の判断基準を明確にすること。

【記載の概要】○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している。
 - ・ 期間は、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・ さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
 - ・ 期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
 - ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - ・ 学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
 - ・ 「学校いじめ対策組織」は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
 - ・ いじめの解消の見極めは、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

4 いじめ防止に向けた方針【条例第5条～第9条】

(2) 市立学校として

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

【考 え 方】○ 学校は単にいじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒が主体的に活躍できる授業づくりや、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めること。

【記載の概要】○ 児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

【考 え 方】○ 小樽市の取組であるインターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組むこと。

【記載の概要】○ 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組む。

【考 え 方】○ いじめの積極的な認知に取り組むこと。

【記載の概要】○ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

【考 え 方】○ 学校は加害児童生徒に加害行為を認識させること。

【記載の概要】○ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

【考 え 方】○ 学校は保護者、地域住民その他の関係者と連携すること。

【記載の概要】○ 保護者、地域住民その他の関係者と いじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

【考 え 方】○ 学校はいじめを発見した場合等において組織的に対応すること。

【記載の概要】○ 教職員は、いじめを発見又は相談を受けた場合は、記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告する。組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○ 教職員は、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

(3) 保護者として

学校や地域と協力して、子どもにしっかりと規範意識を育みます

【考 え 方】○ 保護者はいじめの未然防止のために、保護者自身の意識を一層高めること。

【記載の概要】○ 子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。

- 家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候を把握するように努め、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解し、学校をはじめ関係機関等に相談してその解消に努める。

【考 え 方】 ○ 保護者はいじめを受けている子どもに対し、適切に対応すること。

- 【記載の概要】** ○ 子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、見守り支える。

【考 え 方】 ○ 保護者は小樽市のインターネット利用等に関するルールに取り組むこと。

- 【記載の概要】** ○ 保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を徹底する。

第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策

3 教育委員会の具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

【考 え 方】 ○ 「特別の教科道徳」を要とした道徳教育が取り込まれること。

- 【記載の概要】** ○ 「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実。
 - 人権擁護機関と連携した人権教育の推進。
 - 児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

【考 え 方】 ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのより一層の活用を促進すること。

- 【記載の概要】** ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動の周知促進 など
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援。

ク 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。

【考 え 方】○ 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うこと。

【記載の概要】○ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進

○ 海外から帰国した児童生徒や外国につながる児童生徒等の状況の把握に努め、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言

○ 性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発

○ 被災児童生徒の在籍状況の把握に努め、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言

○ 被災児童生徒が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施

ケ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進します。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

【考 え 方】○ 発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進すること。

【記載の概要】○ 発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発など

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

【考 え 方】○ いじめの加害者に対しても、教育を受ける権利を有すること。

【記載の概要】○ いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

【考 え 方】○ いじめの被害者の安全・安心を確保すること。

【記載の概要】○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

イ 市立学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応

【考 え 方】○ いじめの対応への取組について、学校間、関係機関等と連携しながら進められるよう支援すること。

【記載の概要】○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

第3章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条】

ア 意義

【考 え 方】○ 学校いじめ防止基本方針が定める意義を明確化すること。

【記載の概要】○ 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 市立学校の取組

【考 え 方】○ 学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」の中核的な内容を明確化すること。

【記載の概要】○ 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ 「学校いじめ防止プログラム」の策定等
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・ 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画、年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・ 「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

【考 え 方】○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価すること。

【記載の概要】○ 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（施策等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価するとともに、取組の改善を図る。

【考 え 方】○ 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際は、児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めること。

【記載の概要】○ 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

- 【考 え 方】○ 学校いじめ防止基本方針の内容を児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
- 【記載の概要】○ 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

2 市立学校の組織づくりに向けて【法第22条】

ア 意義

- 【考 え 方】○ 学校いじめ対策組織を設置する意義を明確化すること。
- 【記載の概要】○ 「学校いじめ対策組織」を設置する意義
- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加することで、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 市立学校の取組

- 【考 え 方】○ 学校いじめ対策組織の構成を明確化すること。
- 【記載の概要】○ 学校いじめ対策組織の構成
- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成する。
 - ・ 可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
 - ・ いじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
 - ・ いじめの未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 【考 え 方】○ 学校いじめ対策組織の体制を整備すること。
- 【記載の概要】○ 学校いじめ対策組織の体制
- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応できる体制
 - ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
 - ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、直ちに全て報告・相談できる体制
 - ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、個別に認知した情報を集約し共有できる体制
 - ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

- 【考 え 方】○ 「学校いじめ対策組織」の役割を明確化すること。
- 【記載の概要】○ 「学校いじめ対策組織」の役割
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・ 児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
 - ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
 - ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口など、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

3 市立学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- 【考 え 方】○ 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うこと。
- 【掲載の概要】○ 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- 特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導 など

(2) 早期発見

- 【考 え 方】○ いじめの積極的認知を行うこと。
- 【掲載の概要】○ いじめは判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

- 【考 え 方】○ いじめを組織で速やかに対応すること。
- 【掲載の概要】○ いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として、組織で速やかに対応する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査【法第28条】

【考 え 方】○ いじめの重大事態については、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応すること。

【記載の概要】○ 本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

(1) 重大事態の意味

【考 え 方】○ いじめの重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たること。

【記載の概要】○ 被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。